

# 独ソ開戦前のナチス女子・外国人 労働配置政策

中 村 一 浩

## 目 次

- 一. 序
  - 二. 女子労働配置の強化
    - 1. 女子労働者に対する強制的労働配置の模索
    - 2. 女子労働者に対する賃金水準抑制
    - 3. 応召兵家族扶養手当と婦人の就業意欲
  - 三. 外国人労働力の充用
    - 1. 過去の外国人労働者就労実態
      - (1)東エルベの外国人農業労働者
      - (2)第一次世界大戦中の強制労働
      - (3)第二次世界大戦前の外国人労働者の動向
    - 2. 対ポーランド侵攻後の推移
  - 四. 結語
- 注

## 一. 序

労働・生活条件切り下げを通じた戦費調達手段の強化を狙いとした1939年9月の戦時経済令の頓挫が早々に明らかになると、戦局の推移に伴い益々深刻になってゆくであろう労働力不足を中心とした課題への対処がナチス労働政策の緊急の課題となった。ドイツ人労働力の労働配置は男子労働力については既に行き詰まっていた為、かかる隘路の打開策としては女子労働力の充用と広義の外国人労働力導入拡大のみが残されていた途であった。しかしながら、戦時経済令で企図された勤労大衆の労働・生活条件の切り下げが早いものでは1カ月も経過しないうちに緩和され、遅くとも半年以内に多くが撤回されてしまった対ポーランド侵

攻当初の経緯の背景ないしは条件は基本的には同じであったと考えられる。本稿に於ては、残された2つの途の各々について、その実現の爲にとられた政策の展開を辿り、併せてそれらの帰結について検討することとしたい。

## 二. 女子労働配置の強化

### 1. 女子労働者に対する強制的労働配置の模索

1933年ヒトラー政権成立後間もなく失業減少法によって打ち出された有職既婚婦人の労働市場からの駆逐政策は失業者の「一掃」の目処が立つ迄維持されたが、1937年11月3日の「婚姻奨励法第三次改正法(Drittes Gesetz zur Änderung der Eheschließungen vom 3. November 1937, RGBI. I, 1158)第2条第2項により結婚貸付金の提供<sup>(1)</sup>の条件として新婚女子の退職を義務付けることを改め、結婚後も新婚女子の就業が認められることとなった<sup>(2)</sup>。既に1936年以降労働市場に於ける需給関係の変化を反映して女子を就業させようとする試みは企業レベルでも強化されていた。益々多くの企業が幼稚園・託児所などの児童向け施設や授乳室を社内に設置するようになった(但し、戦時中は資材不足により建設が困難になった)し、児童手当やら出産補助金の類の社会的給付を行なう企業も増えた。特に女子従業員<sup>(3)</sup>の比率が高い企業ほど、かかる付加的給付が著しく拡大されていた。女子従業員は労働者としての側面と(結婚・出産後は)母親としての側面という二面性を有するが故に、企業は「社会的投資」としてのかかる福利厚生制度を設け、これを拡大したわけであったが、女子従業員が結婚・出産後も退職することなく就業を継続することが期待されていたことは言う迄も無い。1938年7月8日に四カ年計画受託官ゲーリングは、航空機産業の経営者達を前にして、戦時に於ては女子を軍需部門に強制配置する旨を明言し、さらにその翌年1939年6月23日のライヒ国防会議の席上でも、議長たるゲーリングは戦時<sup>(4)</sup>に於ける女子労働義務を決定的重要性を有する緊急課題と位置付けたのであった。

既に第二次四カ年計画の進展に伴う労働力不足に対処すべく1938年2月15日の「農業及び家政に於ける女子労働力の労働配置強化に関する

四カ年計画施行令」により 25 歳以上の独身女子に対して就職（官民間わず）の条件として 1 年間以上農業或いは家政に従事することが義務付けられていたが、同年 12 月 23 日付の「農業及び家政に於ける女子労働力の労働配置強化令施行令（Durchführungsanordnung zur Anordnung über den Verstärkten Einsatz von weiblichen Arbeitskräften in der Land-und Hauswirtschaft vom 23. Dezember 1938, DRA. Nr.305）」によりその対象とする人的範囲が著しく拡大された。2 月 15 日付の施行令の対象は、被服業、繊維工業及びタバコ製造業並びに官庁・公企業への就職を希望する者に限定されていたのであったが、12 月 23 日付の施行令はかかる限定を撤廃し、官民間わずあらゆる業種にもこれを適用することとしたのである。かかる労働配置は、労働力の穴を埋める為ばかりでなく、同時に「女子の本性に一致し、とりわけ主婦及び母という後の職業へと彼等を導くような職業に女子青少年を結び付けることにも役立つ」ものでなければならぬ<sup>(5)</sup>というのがその趣旨として謳われていたところである。1940 年にこの労働配置を受けた若年女子労働力は 33 万 5,972 名を数え、同年服務証明を受けた者は 18 万 5,695 名<sup>(6)</sup>であったという。

1940 年 5 月 10 日ドイツ軍は西部戦線に於て突如総攻撃を開始し、ベネルクス三国及びフランスに侵入し、15 日オランダは降伏、28 日ベルギーも降伏した。6 月 4 日イギリス軍はダンケルクから英本土への撤収を完了。10 日にはノルウェーが降伏し、14 日ドイツ軍はパリへ無血入城を果たした。次いで 6 月 22 日にはパリ郊外コンピエーニュの森で独仏両国間の休戦協定が締結され、3 日後にこれが発効するに至りドイツの大陸制覇はその半ばが達成されることとなり、次なる標的はイギリスとソ連などを残すのみとなった。そして、遂に敵前上陸作戦を実施することなく終わったイギリスへの軍事的攻勢が 8 月 8 日に英本土空襲を以て開始されたが、英空軍の堅い守りにドイツ空軍の損害は増大し、対英戦勝利の展望は開けないままに長期消耗戦に陥ることとなった。しかし、1941 年 6 月 22 日に「バルバロッサ作戦」が発動され、やがて泥沼の戦いと化する対ソ戦が始まる迄は、1940 年 10 月 12 日のルーマニア侵攻、41 年 3 月 2 日のブルガリア進駐、4 月 6 日のギリシャ及びユーゴスラヴィア侵入など東欧・南欧及び北アフリカにおける比較敵小規模の陸上戦闘が展

開されるにとどまっていた。他方、英独の海上戦闘に於ては、1940年対ノルウェー作戦に際しての多数の巡洋艦・駆逐艦の喪失（これによって英本土上陸作戦は不可能となった）や1941年5月27日独主力戦艦ビスマルク撃沈に象徴されるようにドイツ側に勝算のあるものではなかった。

戦争による人的損失が急増するのは独ソ戦開始以降のことである（表1参照）が、年来の労働力不足に加えて国防軍への召集者の急増（現実には1939年5月末現在の約140万人から1940年5月末現在の約570万人、更には1941年5月末現在の約740万人へと推移）が見込まれる中で、前述の西部戦線大攻勢の2週間前の1940年4月27日にライヒ労相ゼルテ（Franz Seldte, 1882—1947, 鉄兜団（der Stahlhelm）創立者、1933—45ライヒ労相、1933年ライヒ志願制勤労奉仕委員、1935年突撃隊（SA）上級集団指導者（Obergruppenführer：国防軍大將相当官）を歴任）は、「国防任務の為の女子（労働）配置強化令（Verordnung über den verstärkten Einsatz von Frauen für Aufgaben der Reichsverteidigung）」草案を国防閣僚会議に提出した。<sup>(7)</sup>同草案によれば、ドイツ領内在住の満14歳から満40歳迄のドイツ国籍の女性に対して、労働配置の適格審査の申し込みが義務付けられ、最初の申し込みは5月20日に予定されていたが、差し当たり既婚婦人や女子生徒は適用除外されることになっていた。5月9日の同会議の席上かかる強制を伴う措置が却って

表 1 ドイツ国防軍の人的損失 1939—44 年

年	戦 死 者	行方不明者及び捕虜
1939/1940	88,353	5,420
1940/1941	160,171	14,228
1941/1942	485,000	65,844
1942/1943	464,524	389,967
1943/1944	573,238	974,249
30.11.1944迄	139,713	264,346
合 計	1,911,300	1,714,054

(注) 退役軍人を含む。

1944年11月30日迄の減員累計：4,774,148

(出所) M. Broszat, N. Frei (Hrsg.), *PLOETZ Das Dritte Reich*, Würzburg 1983, S.142.

民心の離反を惹起せしめる虞ありとの慎重論が内務次官シュトゥッカルト (Wilhelm Stuckart, 1902—53, 1935年3月11日付で内務次官, 同年反ユダヤ立法として悪名高いニュルンベルク諸法の共同起草者の1人となる。1944年1月SS上級集団指導者に昇進) から提起されたが, 比較的高い家族扶養手当を受給しうようになるや, 未就業か既就業かを問わず婦人の就業意欲が減退し, 多数の婦人達が職場を離れてしまったという現実に直面して, 女子に対する強制就業が不可欠であるとの合意に達した<sup>(8)</sup>のであった。

## 2. 女子労働者に対する賃金水準抑制

しかし, 最大の問題は, 女子の賃金水準をどう規制するかということにあった。極度の労働力不足の下では, 女子の賃金水準に積極的な規制を加えなければ, それはたちどころに男子の水準に接近してゆくであろう。女子の就業コストは年間30~40億RMに達するとライヒ経済省次官補フォン・ハネケン (Hermann von Hanneken, 生没年不詳, 陸軍中將) は試算した<sup>(9)</sup>。軍需工場に於て, 男子に代えて女子労働力を導入することは焦眉の課題であり, 女子の賃金率は国家財政の見地からも, 軍需産業の利害からも低水準に固定するのが望ましかったが, 家族扶養手当でまああの暮らしをしている婦人達の強制就業に対する抵抗 (賃下げ分だけ作業能率を落としたり, 場合によっては就業を拒否するかもしれないと危惧された) は当局にとって大きなリスクであった。そこで, かかる二律背反的要求を充足するための苦肉の妥協策として, 既就業者に対しては賃金率を (男子より低い) 現状で据え置き, 新規就業者には男子並みの賃金率を適用するという案も浮上したが, 既就業者と新規就業者との間の社会的緊張の発生や, 賃上げ要求の発生, 更には低賃金率適用者の多い職場からの労働力流出などの虞があった。結局, OKWの協力の下に作成されたりストに挙げられた産業部門且つ開戦時には通常男子によって遂行されていた出来高賃金制の労働を採用し, 同一の労働条件 (機械による負担軽減なし, 休憩時間の延長なし, 補助人員なし) で同一の能率をあげた場合について同一賃金が認められることになり, それ以外の女子については男子よりも低い賃金 (通例20%引き) が支払われることとなった。1940年6月15日付の「戦時における女子の賃金・労働条

件に関するライヒ労働管理官宛てライヒ労働大臣通達 (Runderlaß des Reichsarbeitsministers an die Reichstreuhand der Arbeit betr. Lohn-und Arbeitsbedingungen der Frauen im Kriege vom 15. Juni 1940, RABl. I, 301)」は、これを公式に確認したものである。<sup>(10)</sup>

### 3. 応召兵家族扶養手当と婦人の就業意欲

しかし、女子の労働配置を促進するに際して、当局はもう一つの障害に直面することとなった。国防軍に召集された兵士の家族に対してその生計を維持する為に支給されていた扶養手当が相当高額なものだったからである。これにより応召兵の妻の就業意欲は減殺されてしまうのである。扶養手当の額は、受給権者(大抵は妻)の従前の生活状態を顧慮して決まるようになっており、応召兵の召集前の純所得額に応じて、例えば120~130 RMの月収があった場合には48 RM、250~260 RMの月収ならば100 RM(最高で夫婦の純所得の15%引き相当額)というように支給される仕組みになっていた。この手当により、家賃の支払い、疾病扶助、生命保険の維持、割賦販売店への毎月の支払い、家政婦に対する報酬、等々がまかなえたので、多くの場合応召兵の妻は働かなくともままずまの生活ができ、その為職に就いていた婦人達のうちの相当多数が夫の応召後退職してしまった。それどころか、ライヒ官房長官ラメルス宛ての労相ゼルテの1940年3月21日付報告によると、戦時結婚をして家族扶養手当を受給するや、多数の婦人達が退職してしまったという。<sup>(11)</sup>

更に、就業を強いられた婦人の労働所得を家族扶養手当に算入するか否か(従来は平均で45%が算入されていた)によっても、新たな問題が発生することは避けられない。仮に算入しないとしても、家族扶養手当の大盤振舞がひどく濫用されていたので、実際には婦人の労働意志の強化を期待することはできなかった。また、当局にとって、戦争への銃後の関心の低さや熱狂的戦意高揚の欠如は悩みの種であったが、これらの障害を克服するためには、差し当たり前述の女子労働配置の前提となる申告義務の導入の実現に期待する外はなかったのである。家族扶養手当が扶助原理ではなく補償原理に従って支払われ、高水準のものとなってしまった事実に、男女共に国民を戦争に駆り立てることに腐心していた当局の止むを得ざる譲歩が見出されよう。ライヒ経済省次官ラインハル

トの試算によれば、1941年9月に於て手当の総額は50億RMという巨額に達し、これは同年の国家歳入の約1/8に相当した<sup>(12)</sup>。かかる手当の支給は、国民大衆に新たな購買力を付与するものであるから、賃金・物価統制を貫徹するためにはマイナスの影響をもたらすだけであった。にも拘らず、国民大衆を戦争遂行から離反させない為には、手当の支給が不可欠だったのである。しかし、1940年の時点で女子に対する強制的労働配置の鍵を握る申告義務の法制化は未だ草案段階にとどまっており、とりわけトーマス中将率いるOKW国防経済・軍需局などは同年8月以降その実現を上層部に働きかけていたが、「目下のところ政治的理由により考慮に入れることはできない<sup>(13)</sup>」(トトの回答)という反応しか得られなかったのである。

結局、1939年5月31日から1941年5月31日までの期間に於て、女子雇用者数は45万9,000人(3%以上)減少してしまった。減少率を産業別に見ると、工業及び手工業では4%にとどまっていたが、農業では11%に達した。とりわけ1939年半ばから1940年春(3月)にかけての減少は著しく、全体では6.4%に達している。その後一旦開戦前の水準に復したが、1941年春(3月)にかけて再び著しく減少した。雇用者の男女比率で見ると、1933年1月のヒトラー政権成立時の男女比率=100:37に復したのは、ようやく1940年10月になってのことである<sup>(14)</sup>。

### 三. 外国人労働力の充用

#### 1. 過去の外国人労働者就労実態

##### (1) 東エルベの外国人農業労働者

ドイツでは早くも1860年代から(殊に普仏戦争終結直後から)外国人労働者の(特にポーランド人<sup>(15)</sup>やロシア人)雇用が増加し始めていた。これは、工業化の進展に伴いプロイセン東部の殊に若年労働者が離村していったことにより発生した農業労働力の不足に由来するものであった<sup>(16)</sup>。彼等の母国では失業や低い生活水準もあって有利な就職先を求めることが困難であったから、概ね彼等は劣悪な労働条件<sup>(17)</sup>下でもよく働く季節労働者(Saisonarbeiter)としてドイツ人雇主達から重宝されていたという。しかし、彼等の定住を嫌った当局は、1891年に「中断期間(Karenz-

zeit)」なる制度を導入し、外国人労働者を冬季(少なくとも12月15日より翌年2月1日迄)は毎年ドイツ国内から退去させ帰国させることとした。この制度は、秋の収穫後は差し当たり不要となる外国人労働者に対する賃金の支払いをし<sup>(18)</sup>たくない大土地所有者達の極めて利己的な欲求にも合致するものであった。しかしながら、劣悪な労働条件と差別待遇を嫌って契約期間の満了を待つことなく職場を移動するポーランド人季節労働者が増加した為、1908年「内国就労資格取得義務(Inlandslegitimationszwang)」制度により彼等を契約期間満了に至る迄使用者に服属せしめることとした。契約期間遵守効果は十全でなかったにせよ、外国人労働力需要の統制と規律維持に役立つ外国人労働者把握のシステムが第一次世界大戦前に既に確立されていたわけである。いずれにせよ低賃金及び劣悪な労働条件で、しかも本人・家族に対する公式・非公式の社会的扶助を要せず、労働運動や社会民主主義思想への強い「免疫性」が認められる主としてポーランド人などから成る外国人労働力の存在はとりわけ東エルベの大農場経営者にとって極めて有用なものであり、世間の人種的偏見も彼等に対する差別待遇を助長したのであった。

## (2) 第一次世界大戦中の強制労働

1914年7月28日第一次世界大戦が始まり、8月1日ドイツが参戦するや、300万人以上の男子が召集され、農業に於ては労働力不足が懸念される事態とな<sup>(20)</sup>った。秋の収穫を確保する為、8月4日には露・奥国籍のポーランド人外国人労働者に対する帰国禁止が布告された<sup>(21)</sup>。2カ月後には工業に於て就労中の者も含めて全ポーランド人労働者に対してこの措置が拡大された<sup>(22)</sup>。彼等は、その意思に反しても元の職場にとどまることを強制されたのである。その後ロシア人、フランス人などの大量の捕虜が獲得された(表2及び3参照)。1914年に農業に於て就労した外国人労働者は約43万3,000人であったとされるが、翌年以降農業に従事させられた捕虜・抑留者は1915年:25万2,471人、1916年:69万6,474人、1917年:81万220人、1918年:93万6,000人と急増していった。捕虜の労働配置の恩恵を受けたのは大部分が小規模農業経営であったが、第一次世界大戦中のドイツ農業にはさしたる労働力不足はな<sup>(23)</sup>かったと言われている。ともあれ表3に見られるように、ドイツに抑留された捕虜の約1/2近くが農業生産に動員され、1/5は工業生産に充用され、それ以外



表2 ドイツに抑留された捕虜の出身国別内訳 1914—1918年

出身国	捕虜数
フランス	535,411
ベルギー	46,019
イギリス	185,329
ロシア	1,434,529
ルーマニア	147,986
イタリア	133,287
セルビア	28,746
その他	9,676
合計	2,520,983

(出所) U. Herbert, *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des „Ausländer-Einsatzes“ in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Berlin/Bonn 1985, S.27.

表3 1916年夏ドイツ抑留捕虜の労働配置

労働配置先	就労捕虜数	構成比(%)
農業	735,000	45
工業	331,000	20
公益事業	39,000	2
(以上小計)	(1,105,000)	(67)
兵站部門	253,000	16
収容所内使役	91,000	6
非就労	176,000	11
(以上小計)	(520,000)	(33)
合計	1,625,000	100

(出所) Ebenda.

に前述の如く民間人たる出稼ぎ外国人労働者の強制労働によってドイツ国内の労働力需要の一部が充足されていたが、労働の強制は労働力需要の増大にも拘らず賃金の労働条件の改善ではなく悪化をもたらしたのであった。<sup>(24)</sup>

## (3) 第二次世界大戦前の外国人労働者の動向

ドイツに於て就労する外国人労働者は、第一次世界大戦の終結後 1936 年頃迄は大した比率を示していなかった(表 4 参照)。毎年せいぜい 22~23 万人程度であり、1931 年までは農業に於ける就労者数が非農業分野のそれを常に上回っていた。1936 年に始まる第二次四カ年計画が労働力不足を惹起すると、ドイツ人労働力の農業から工業への移動傾向が強まり、1932 年以降の非農業分野優位の外国人労働者就労状況も 1937 年以後は様変わりし、急速に農業分野の比重が増大したのであった(表 5 参照)。外国人労働者の出身国別内訳(表 6)を見ると、チェコスロヴァキア出身者が多いが、同国とオーストリアの占領(1938 年)後は共に特に増加が著しい。ドイツの労働力不足は、もはや国内的調整(労働配置の強化)のみによって対処しえなくなったのである。

1935 年以来労働紹介事業は国家機関である労働局に集約されていた

表 4 ドイツに於ける外国人労働力 1923—1936 年

(単位:千人)

年	農 業	非農業分野	合 計
1923	118	106	225
1924	109	64	174
1925	139	34	173
1926	134	83	218
1927	137	89	227
1928	145	90	236
1929	140	91	232
1930	132	87	219
1931	79	75	155
1932	43	65	108
1933	44	103	148
1934	51	123	175
1935	53	135	188
1936	64	165	229

(出所) Herbert, a.a.O., S.49.

表5 ドイツに於ける外国人労働者の就業形態 1936年—1938年

(単位：千人)

職種・業種別内訳	1936	1937	1938
労働者	229	328	398
職員	45	52	37
合計	274	380	435
うち農業	64(23.4%)	120(31.5%)	188(43.3%)
金属工業	20(7.5%)	24(6.4%)	20(4.7%)
建築業	12(4.6%)	20(5.4%)	35(8.1%)

(出所) Herbert, a.a.O., S.56.

表6 ドイツに於ける外国人労働力の出身国別内訳 1936—1938年

出身国	1936	1937	1938
チェコスロヴァキア	67,784	81,296	105,493
ポーランド	33,131	36,324	69,299
オーストリア	29,539	41,169	69,063
オランダ	22,281	26,350	30,801
スイス	13,597	15,434	16,966
イタリア	7,597	8,521	10,100
ダンツィヒ	6,692	12,034	17,527
ユーゴスラヴィア	5,126	6,208	9,633
ハンガリー	2,536	2,810	5,212
その他	31,909	38,353	40,984
合計	220,192	265,689	375,078

(出所) Herbert, a.a.O., S.58.

が、外国人労働者についても同様で、とりわけ中央ではライヒ労働省がこれを所管対象とし、商工農業の各業界からの要請に応じて、必要と認められる場合には経営者を参加させて、募集業務を行った。外国人労働者数は、1938年に30万人を遥かに上回る水準に達していたが、出身国は表6に見られるように様々であり、ドイツとイタリアやスペインやその他の南欧諸国との間には労働者の斡旋・雇用協定が締結されており、こ

れにもとづいて一定の労働力がドイツに斡旋されていた<sup>(25)</sup>のである。

## 2. 対ポーランド開戦後の推移

ポーランド侵攻後3日を経て、早くもポーランド人労働者の最初の登録所が開設された。9月末にはその数は70であったが、10月半ばになると115に達した。9月7日付の陸軍総指令官フォン・ブラウヒッチュの全軍司令官宛て指令は、かかる機関の設置を支援し、その任務に干渉することのないように求めている<sup>(26)</sup>。このようにして被占領地に他のものに先駆けて設置された労働力狩り集めの為の機関は、1940年迄に占領が終った西ヨーロッパ諸国に於ても同様に設置されたが、法的には唯一権限を有しているライヒ労働省傘下のこれら機関のみならず、企業ないしは組織及びそれらの関係者にも労働力徴募が事実上委ねられた為、1940年7月10日付で労相ゼルテ<sup>(27)</sup>の布告が発せられ、ライヒ労働省傘下の労働力徴募機関の権限を侵害しないことを各方面に求める事態となった。

開戦後間もなく圧倒的多数をポーランド人が占める捕虜のドイツ移送が開始され、特に大農場からの要請に応え、根菜作物の収穫に配置された。ドイツに移送されたポーランド人捕虜の約7～8割(約30万人)が到着後数日にしてとりわけ東部及び中部ドイツでかかる農作業で酷使される境遇に置かれたのである。戦前からの人手不足はとりわけ農業経営の大多数を占める中小規模農場に於て深刻であったから、これに対処するため一層の配置強化が課題となった<sup>(28)</sup>のである。しかしながら、産業界からの捕虜供給要請が強まる中で、農業部門への配分比率は低下していった(表7参照)。それ故、占領地の民間人に対する徴募強化により農業部門からの需要に対応せざるを得なくなったのは自然な成り行きで

表7 捕虜の労働配置先の変化 1940/41年

(%)

産業 \ 時期	1940年4月	1940年7月	1941年1月
農 林 業	94	65	52
商 工 業	6	35	48

(出所) D. Eichholz, *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945, Bd.I: 1939-1941*, Berlin 1984, S.95.

あったろう。民間人たる外国人労働者の存在も視野に入れると、外国人労働力の業種別配分比率も一変する（表8参照。なお、業種別に見た外国人労働者及び捕虜の人数、比率は表9、10参照。彼等の内訳は表11に示されている）。各部門ともに比較的安定的に推移しているのである。

ゲーリングは、既に1939年6月に、戦時に於てペーメン＝メーレン保護領内の非軍事工場から数十万人の労働者をドイツへと移送し、バラック施設へと収容した後に監視付きでとりわけ農業に集団的に労働配置することを確約していたが<sup>(29)</sup>、ここで早くも示されていた強制労働の実施方法はやがてポーランドで大規模に実行されることとなる。ポーランド人の応募が極度に少ないばかりか、益々応募者が減少していったので<sup>(30)</sup>、志願制の募集形態では到底需要を充足することができないことが判明したからである。建前上は「志願制」を原則としつつも、掻き集め、追い立てて一纏めにして家畜の如く酷使するという強制的労働配置のやり方がここに確立する。就労拒否に対しては扶助を打ち切り、就労意思の無い者に対しては教育の為に収容所移送、契約違反者に対しては強制措置、短縮労働の撤廃、労働配置適性化の為に配置転換、ドイツの為に就労する者についての転出禁止、そして建築・復興作業及び緊急救済事業の極

表8 業種別に見た捕虜及び外国人労働者の配分 1939—1941年  
(いずれも5月末現在)

業種	年	1939年	1940年	1941年
農 業		40	59	48
工 業		37	22	32
手 工 業		10	9	10
運 輸 業		5	3	3
流 通 業		3	3	3
行政・公務		3	3	3
家事奉公		2	1	1
(合 計)		(100)	(100)	(100)

(出所) J. Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1789 bis in die Gegenwart*, Bd.II, Erster Teil: 1933 bis Mai 1945, 3, Verbesserte Aufl., Berlin 1953, S.241.

表 9 業種別に見た捕虜及び外国人労働者数 1939—1941 年  
(いずれも 5 月末現在)

(人)

業種 \ 年	1939年	1940年	1941年
農 業	120,000	680,000	1,460,000
工 業	110,000	260,000	970,000
手 工 業	30,000	110,000	310,000
運 輸 業	20,000	40,000	100,000
流 通 業	10,000	20,000	60,000
行政・公務	10,000	30,000	90,000
家事奉公	10,000	20,000	30,000
合 計	310,000	1,160,000	3,020,000

(出所) Kuczynski, a.a.O., S.240.

表 10 ドイツに於ける全労働者数に占める外国人労働者及び捕虜の比率の  
推移 1939—1941 年 (いずれも 5 月末現在)

(% )

業種 \ 年	1939年	1940年	1941年
農 業	1	6	13
工 業	1	2	9
手 工 業	1	2	8
運 輸 業	1	2	4
流 通 業	0	1	2
行政・公務	0	1	3
家事奉公	0	1	2

(出所) Kuczynski, a.a.O., S.243.

度の制限などがドイツ占領軍当局によって実施されたことが 1942 年 1 月ベルギーでも報告されている<sup>(31)</sup>。ここでは国家及びその所轄官庁がとりわけ巨大なドイツ軍需産業の労務担当重役と化したかの如き観を呈して

表 11 ドイツに於ける外国人労働力の内訳 1939—1941 年  
(いずれも 5 月末現在)

内訳 \ 年	1939年	1940年	1941年
民間人	300,000	800,000	1,750,000
男	240,000	640,000	1,380,000
女	60,000	160,000	370,000
捕虜	—	350,000	1,270,000
合計	300,000	1,150,000	3,020,000

(出所) Kuczynski, a.a.O., S.240.

いる。その巨大なネットワークは、ヨーロッパの半分を覆い、コンツェルン、企業或いは経済団体から寄せられる莫大な労働需要を充足する為の暴力装置として活動を開始したのである。

建前たる「志願制」労働者徴募に際しては、労働条件について、或いは帰省休暇及び帰省手当の支給などの甘言を弄するなどして、応募者にアピールするほか、占領軍当局が故意に占領地の失業者を増やすような施策をとったり、略奪・収奪によって惹き起こされた住民の栄養状態の悪化を圧力手段として利用するなどの奸策がとられた<sup>(32)</sup>。その背景には、ドイツ民族を至高のものとするナチス人種理論があり、ライに言わせると、劣等人種が優等人種に比して狭い空間、僅かな衣食、僅かな文化に甘んじなければならないのは宿命に外ならないというのである。結局、その人種序列の最下位にユダヤ人が位置づけられ奴隷労働の極限を体験させられることとなった。このような人種差別に基づく過酷な強制労働を支えるものとして、警察による監視と厳罰制度が不可欠であるが、1940年3月にかの悪名高きヒムラー (Heinrich Himmler, 1900—1945) がこの任を委ねられた。かくして人種に基づく処遇の地域的バラツキは統一され、処罰の体系化が図られた。因みに、同時期にドイツへ移送されたポーランド市民は、全員はっきり見える標識をつけることを強制され、ドイツ人との交際は禁止され、性交渉は死刑を以て処罰され、移動の自由は極度に制限され、作業能率の低い者は強制収容所送りとされ、文化行事や教会行事への参加を禁止され、一定の交通手段の利用が禁止され

表 12 1941 年 3 月現在の外国人労働者（捕虜を含まず）の出身国別内訳

出 身 国	労働者数（人）
ポーランド	798,101
チェコ/スロヴァキア	140,000/47,608
オランダ	86,020
イタリア	82,133
ベルギー	63,840
ユーゴスラヴィア	43,835
デンマーク/アイスランド	25,993
スイス	16,390
フランス	12,695
合 計	1,316,615

（出所）Zumpe, a.a.O., S.354.

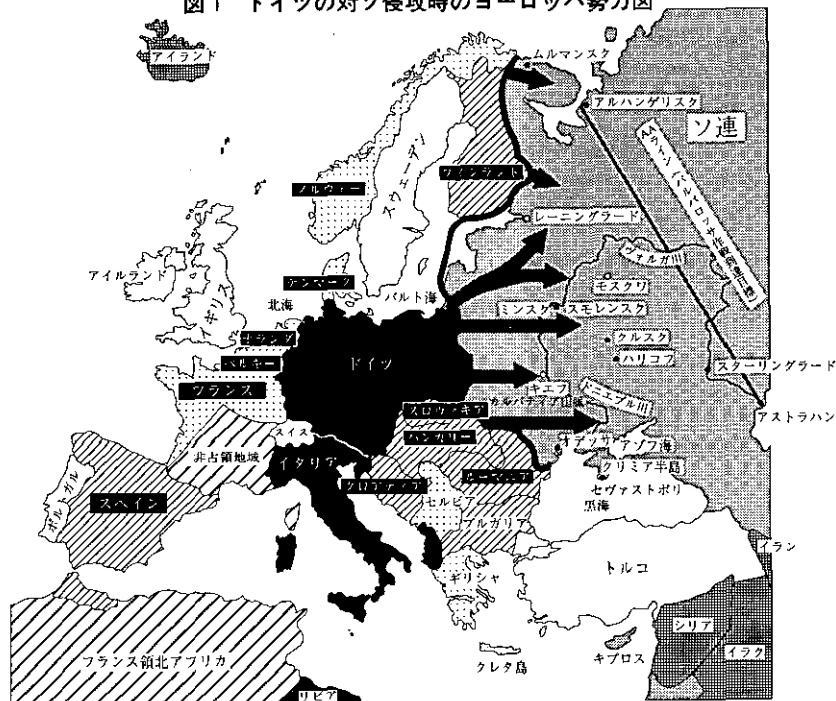
るなど、多くの差別待遇を経験させられることとなった<sup>(34)</sup>のである。開戦当初大規模な強制収容所は6箇所（グッハウ、ザクセンハウゼン、ブーヘンヴァルト、マウトハウゼン、フロッセンビュルグ及びラーフェンスブリュック）であったが、1940—42年に新たに9箇所が増設され、ナチス・ドイツの国家暴力機構の拡充が顕著になった。結局、独ソ戦が始まる3週間前の時点で、ドイツには約175万人の外国人労働者と約127万人の捕虜が居り（表11参照）、前者に於てはその過半数をポーランド人が占めていた（表12参照）のであった。

#### 四．結語

1941年6月22日未明ドイツ軍のソ連に対する宣戦布告なき攻撃が開始<sup>(30)</sup>され、7月19日には早くもモレンスクを占領し、その3日後にはモスクワを空襲をしたが、同月末にはドイツ軍の破竹の進撃も停滞を見せ始めた（図1参照）。その後8月21日にヒトラーはモスクワ攻略作戦の中断を命じ、ドイツ軍の攻勢はクリミア半島に向けて南方へと転ずることとなった。ドイツ軍のモスクワ攻略作戦が再開されたのは10月2日のことであるから、対ソ開戦から既に3カ月余が経過していたことになる。



図1 ドイツの対ソ侵攻時のヨーロッパ勢力図



- = ドイツ又はイタリアの占領地域
- = 中立国
- = ドイツの友好国
- = ドイツの対ソ侵攻に加担し正規軍又は義勇兵を派遣した国々
- = 連合国側占領地域

(出所) W. Hilgemann, *Atlas zur deutschen Zeitgeschichte 1918-1968*, München 1984, S.122.

12月6日モスクワ攻防戦でソ連軍の大反攻が開始され、その2日後にはドイツ軍は当面攻勢を断念し防御に移行すべしとするヒトラーからの命令を受け、かくして最長4カ月と皮算用されていた対ソ短期決戦構想は瓦解したのであった。

このように従前の電撃戦の有効性が当初の奇襲的局面のみにとどまり、

純然たる防御的立場に立って「大祖国戦争」(7月3日のスターリン演説)を宣言したソ連の持久力の前にドイツ軍の人的・物的損害は急増することとなった(表1参照)。兵員の補充を図る為、国防軍への新規召集者は前述の如く1940年の570万人から1941年は740万人、1942年には940万人へと急増してゆくのである。当初は民間人志願者を対象とした比較的ゆるやかな労働力調達方法と捕虜等に対する強制労働が併存していたのが、かかる窮状に陥ると共に、労働力「創出」と強制収容所、警察及び親衛隊などに象徴される血腥い国家の暴力機構との融合が強まってゆくことになるのである。

[注]

(1) 結婚貸付金の交付状況と婚姻・出産件数の推移は下表の如し。

表 13 結婚貸付金の交付状況と婚姻・出産件数の推移 1933—43 年

時 期	婚姻件数	出産件数	結婚貸付金 交付件数	出産による 結婚貸付金 返済額減免 件数	結婚貸付金 交付件数の 割合 (%)	出産による 結婚貸付金 返済額減免 件数の割合 (%)
1.VJ 1930	110,969	294,925				
2.VJ	161,958	295,622				
1.HJ	272,927	590,547				
3.VJ	133,092	273,609				
4.VJ	156,629	263,294				
2.HJ	289,721	536,903				
1930	562,648	1,127,450				
1.VJ 1933	94,878	248,073				
2.VJ	158,453	243,108				
1.HJ	253,331	491,181				
3.VJ	157,881	238,679	24,849	534	15.8	0.2
4.VJ	219,940	227,111	116,710	13,069	53.1	5.6
2.HJ	377,821	465,790	141,559	13,603	37.5	2.9
1933	631,152	956,971	141,559	13,603		
1.VJ 1934	138,111	281,851	51,895	29,498	37.6	10.5
2.VJ	196,781	296,055	83,044	31,181	42.2	10.5
1.HJ	334,892	577,906	134,939	60,679	40.3	10.5
3.VJ	179,070	301,341	43,545	34,606	24.3	11.5
4.VJ	218,185	303,542	46,135	34,676	21.1	11.4
2.HJ	397,255	604,883	89,680	69,282	22.6	11.4
1934	732,147	1,182,789	224,619	129,961	30.7	11.0

独ソ開戦前のナチス女子・外国人労働配置政策

時 期	婚姻件数	出産件数	結婚貸付金 交付件数	出産による 結婚貸付金 返済額減免 件数	結婚貸付金 交付件数の 割合 (%)	出産による 結婚貸付金 返済額減免 件数の割合 (%)
1.VJ 1935	128,567	335,768	34,561	38,904	26.9	11.6
2.VJ	192,718	330,336	40,093	38,370	20.8	11.6
1.HJ	321,285	666,104	74,654	77,274	23.2	11.6
3.VJ	150,941	307,211	38,372	39,536	25.4	12.9
4.VJ	179,209	290,661	43,796	38,259	24.4	13.2
2.HJ	330,150	597,872	82,168	77,795	24.9	13.0
1935	651,435	1,263,976	156,822	155,069	24.1	12.3
1.VJ 1936	115,198	329,801	35,754	44,734	31.0	13.6
2.VJ	172,180	330,517	43,464	47,092	25.2	14.2
1.HJ	287,378	660,318	79,218	91,826	27.6	13.9
3.VJ	146,916	312,637	43,404	47,026	29.5	15.0
4.VJ	175,476	305,628	48,838	47,842	27.8	15.7
1936	609,770	1,278,583	171,460	186,694	28.1	14.6
1.VJ 1937	117,075	329,193	35,167	52,912	30.0	16.1
2.VJ	167,912	329,651	46,936	57,242	28.0	17.4
1.HJ	284,987	658,844	82,105	110,154	28.8	16.7
3.VJ	152,839	306,250	45,699	55,119	29.9	18.0
4.VJ	181,145	310,118	55,752	57,360	30.8	18.5
2.HJ	333,984	616,368	101,451	112,479	30.4	18.2
1937	618,971	1,275,212	183,565	222,633	29.7	17.5
1.VJ 1938	115,019	342,304	47,432	66,266	41.2	19.4
2.VJ	189,036	343,378	60,533	66,754	32.0	19.4
1.VJ	304,055	685,682	107,965	133,020	35.5	19.4
3.VJ	155,292	330,264	72,221	68,972	46.5	20.9
4.VJ	185,715	332,588	77,076	71,568	41.5	21.5
2.HJ	341,007	662,852	149,297	140,540	43.8	21.2
1938	645,062	1,348,534	257,262	273,560	39.9	20.3
1.VJ 1939	122,725	356,671	71,262	81,338	58.1	22.8
2.VJ	190,501	361,863	81,671	84,694	42.9	23.4
1.HJ	313,226	718,534	152,933	166,032	48.8	23.1
3.VJ	188,767	351,258	84,577	84,611	44.8	24.1
4.VJ	270,098	337,707	73,089	81,820	27.1	24.2
2.HJ	458,865	688,965	157,666	166,431	34.4	24.2
1939	772,091	1,407,499	310,599	332,463	40.2	23.6

時 期	婚姻件数	出産件数	結婚貸付金 交付件数	出産による 結婚貸付金 返済額減免 件数	結婚貸付金 交付件数の 割合 (%)	出産による 結婚貸付金 返済額減免 件数の割合 (%)
1. VJ 1940	200,072	390,714	78,200	93,990	39.1	24.1
2. VJ	146,763	351,330	72,061	94,348	49.1	26.9
1. HJ	346,835	742,044	150,261	188,338	41.2	25.4
3. VJ	116,024	341,534	53,430	90,234	46.1	26.4
4. VJ	150,087	318,462	45,508	87,727	30.3	27.5
2. HJ	266,111	659,996	98,936	177,961	37.2	26.8
1940	612,946	1,402,040	249,199	366,299	40.7	26.1
1. VJ 1941	148,651	290,633	46,635	81,066	31.4	27.9
2. VJ	124,308	344,630	49,533	82,753	39.8	24.0
1. HJ	272,959	635,263	96,168	163,819	35.2	25.8
3. VJ	109,303	361,031	44,783	94,550	41.0	26.2
4. VJ	122,281	312,073	33,329	85,116	27.3	27.3
2. HJ	231,584	673,104	78,122	179,666	33.7	26.7
1941	504,543	1,308,367	174,280	343,485	34.5	26.3
1. VJ 1942	104,426	274,139	29,462	75,637	28.2	27.6
2. VJ	139,323	268,608	28,251	65,428	20.3	24.4
1. HJ	243,749	542,747	57,713	141,065	23.7	26.0
3. VJ	133,637	270,041	24,855	61,787	18.6	22.9
4. VJ	148,062	243,404	17,240	20,281	11.6	8.3
2. HJ	231,699	513,445	42,095	82,068	14.9	16.0
1942	525,448	1,056,192	99,808	223,133	19.0	21.1
1. VJ 1943	110,977	284,376	15,680	56,144	14.1	19.7
2. VJ	145,030	280,394	12,059	53,651	8.3	19.1
1. HJ	256,007	564,770	27,739	109,795	10.8	19.4
3. VJ	126,696	286,108	8,763	48,170	6.9	17.2
4. VJ	131,392	273,840	6,136	45,509	4.7	16.6
2. HJ	258,088	559,948	14,899	94,679	5.8	16.9
1943	514,095	1,124,718	42,638	204,474	8.3	18.2

(注) VJ=四半期

HJ=半期

(出所) C. Mühlfeld, F. Schönweiss, *Nationalsozialistische Familienpolitik*, Stuttgart 1989, S.289-292.

- (2) J. Kuczynski, a.a.O., S.126. J. Frerich, M. Frey, *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, Bd.1, München 1993, S. 317. 但し、既に 1936 年 7 月 28 日の「結婚貸付金の許与に関する第六施行令 (Sechste Durchführungsverordnung über die Gewährung von Ehestandsdarlehen vom 28. Juli 1936, RGBL. I, 576) により、例外的に結婚貸付金を借り受けた婦人を就業させる権限がライヒ蔵相に与えられており、翌 37 年 10 月以降ライヒ蔵相布告 (RGBL. I, 1239) は事実上当初の方針の転換を示すものに外ならなかった。1938 年の離婚法改正 (従来の有責主義に代わって破綻主義が採用され、離婚が容易になった) も同様の効果をもたらしたという (R. Hachtmann, *Industriearbeit im »Dritten Reich«*, Göttingen 1989, S.39, 321 Anm. 8.

See also J. Stephenson, *Women in Nazi Society*, London 1975, p. 43.

- (3) このような所謂「経営社会政策 (betriebliche Sozialpolitik)」の一環として実施された女子従業員に対する福利厚生制度としては次のようなものがあつた (Hachtmaun, a.a.O., S.275 ff.) :

- 1940 年 12 月 11 日付ライヒ労相布告に基づいて、夫が前線から休暇で帰宅する場合に女子従業員に特別休暇を与えることにした事例 (Siemens-Archiv-Akten, Siemens Museum/Firmenarchiv, München, 15/Lc 815) ;
- 1943 年 11 月 1 日付ライヒ労相訓令に基づいて、既婚の婦人にして 14 歳以下の子があり、週に 48 時間以上労働している者に対して、2 週間毎に 1 日の「家事日 (Hausarbeitstag)」（但し無給）を認めることにした事例 (同上, 51/Lt 321) ;
- このような国家提唱による制度を先取りして、たとえばジーメンス社では、1940 年以降月に 2 回の「洗濯休日 (dienstfreie Waschtage)」（但し無給）を取れることとした (同上, 15/Lc 815) ;
- その他企業によっては、女子従業員の家事を、個人或いはナチス国民福祉団体 (Nationalsozialistische Volkswohlfahrt = NSV) に委託するなどして、肩代りする制度を設けた事例もある (Vgl. Bericht der DAF Bayerische Ostmark für das 4. Vierteljahr 1939) ;
- 戦時中かなりの企業が妊娠後期或いは出産に際して経済援助を行ったり、就業時間中の授乳時間を長くしたりするなどの母性保護措置の拡充を実施した (Fried. Krupp AG, Felten und Guilleaume/Carlswerk, GHH, Mannesman, Demag など) が、これらはいずれも戦時中従業

員中の女子比率が急増した企業であった (Vgl. Aktenvermerk vom 28. März 1941 und Bekanntmachung der GHH vom 16. Mai 1941, in: HA GHH\* 400 101/1 bzw. 400 18/13) (\*HA GHH=Historisches Archiv der Gutehoffnungshütte, Oberhausen) ;

—女子を企業の生産過程にできるだけ支障なく適応させることをその任務とする女性企業内ソーシャルワーカーの数は、戦時中に3倍以上になった (C. Sachse, Hausarbeit im Betrieb. Betriebliche Sozialarbeit unter dem Nationalsozialismus, in: C. Sachse, u.a., *Angst, Belohnung, Zucht und Ordnung. Herrschaftsmechanismus in Nationalsozialismus*, Opladen 1982, S.235, Anm. 88 sowie S.259, 262)。但し、1939年以降のこのような専ら女性に対する社会的給付の拡充の原因を戦争のみに求めるのは誤りだとハハトマンは主張している。女性の母として、主婦としての機能を強調して社会的給付を拡充する傾向は、人手不足により女子の就業促進が不可欠となる好況期にも戦時に於ても見られることは事実であり、ナチス時代に限ったことではない。興味深いことには、小都市或いは地方の市町村に立地した企業ほど戦前に於ても平均を遙かに上回るような付加的な社会的費用の増額を行っていた。そこでは幼稚園の建設のような経営社会政策が擬似地方自治体的性格を帯びており、これを実施する企業は必ずしも女子従業員の比率が高いわけではなく、経営社会政策自体が女子に対する社会政策等以外の領域をもその内容としている。そうした企業は、多くの場合これを自ら優先的に利用可能な自治体施設の建設・維持の為の寄付を市町村に対して行っている。因みに、グーテホフヌングスヒュッテの社内福祉事業の1936/37年度業務報告書は、その任務を市町村が残した社会政策の「隙間を埋めること」と特徴付けている (Hachtmann, a.a.O., S.276f.)

- (4) 因みに、労働次官ズェールプは、当時就業中の1,380万人に加えて、350万人の未就業婦人を新たに労働配置可能である旨の試算を同会議に於て報告している (Eichholz, a.a.O., S.80)。
- (5) RABl. II, 1938, S.75.
- (6) Frerich/Frey, a.a.O., S.264.
- (7) DZA Potsdam, Reichsarbeitsministerium, Nr.10347, Bl.132.
- (8) Eichholz, a.a.O., S.80f.
- (9) Ebd., S.81f. 因みに、1940年5月8日にフォン・ハネケンが協議資料として示したデータによると、男子賃金率と比較した女子のそれは、

表 14

業 種	女子賃金率の対男子比率 (%)	
金 属 加 工 業	75.0	
織 維 工 業	補助工員	74.4
	熟練工員	80.0
靴 製 造 業	75.6	
製 紙 業	67.3	
製菓・製パン・製麺業	67.3	
被 服 業	64.6	
醸 造 業	63.9	
紙 加 工 業	62.3	
陶 磁 器 製 造 業	61.3	
印 刷 業	61.2	

表 14 の如き比率となっていた (Ebd., S.81)

- (10) Ebd., S.82.
- (11) Ebd., S.83. Vgl. Dok. NG-1190, Fall XI, ADB 83, Seldte an Lammers, 21. 3. 1940, DZA Potsdam, Nürnberger Prozesse, Fall XI, Nr.365, Bl.61.
- (12) Ebd., S.84.
- (13) Dok. PS-1457, Kriegstagebuch des Wehrwirtschafts- und Rüstungsamtes (Kladde), Eintragung Nr.73 (9. Jan. 1941), Fall VI, ADB 20, DZA/FS, IG-Farben-Prozeß, Film Nr.413. Zitiert bei: Eichholz, a. a.O., S.85.
- (14) Eichholz, a.a.O., S.85.
- (15) ポーランドは、プロイセン、オーストリア及びロシアによる第三次ポーランド分割(1795年10月24日)により独立を失い、1918年11月3日ピウスーツキ (Józef Klemens Piłsudski, 1867-1935) 政権成立により独立を回復する迄の約一世紀余にわたり外国支配下にあった。
- (16) Herbert, a.a.O., S.24; F. Syrup/O. Neuloh, *Hundert Jahre Staatliche Sozialpolitik 1839-1939*, Stuttgart 1957, S.223 f. 尚、ドイツ国内の外国人数の推移は表 17 参照。
- (17) 外国人労働者の労働条件の劣悪さは低賃金、不規則な労働条件、粗

末な宿泊施設、ドイツ人労働者に比べて著しい差別待遇などに見られたが、それ以外にも社会保険給付の対象外であることや社会民主主義思想に対する「免疫性」が強いこと、比較的従順であり、待遇改善を声高に叫んだりする虞がないことなどにより彼等はドイツ人雇主、殊に東エルペの大農場主達から重宝がられていた訳であり、明らかにこれを保障する為2つの法律上の規程さえ設けられていた (Herbert, a. a.O., S.24)。

- (18) Herbert, a.a.O., S.24; Syrup/Neuloh, a.a.O., S.226f.
- (19) Herbert, a.a.O., S.24f. 尚, 1890年代半ばに国家の管理下に特殊法人「ドイツ農耕労働者本部 (die deutsche Feldarbeiter-Zentrale)」が設立され、外国人労働者の募集業務がこれにより遂行された。同本部より派遣された募集担当者は、国境に於て或いは国境を越えて業務を遂行し、第一次世界大戦勃発前にドイツで農業に雇用される外国人労働者の数は約43万3,000人に達したという (Syrup/Neuloh, a.a.O., S.227.)。外国人労働者の産業別分布及び不熟練工の比率 (1907年) は表15及び表16参照。また、出身国別に見たドイツ国内の外国人数の推移は表17参照。1914年のドイツに於ける外国人出稼ぎ労働者の国籍及び人種別内訳は表18の如くである。
- (20) 1914年7月に産業別労働組合の組合員中の失業率は僅か2.8%にすぎなかったが、開戦後の8月には22.4%へと意外にも急上昇を示した。9月に入ると失業率は15.7%、10月には10.8%とその後低下していったが、ここで露呈されたのは、しっかりとした職業紹介組織がなかったので開戦が労働市場に与えた動揺に有効に対処しえなかったということである。既存の多数の職業紹介所の活動を調整する為に、同年8月9日に帝国内務省の傘下に「帝国職業紹介本部 (Reichszentrale der Arbeitsnachweise)」が設置されたが、これでは有効な対策を講じうる筈もなく、労働組合側からは当局が労働市場を厳格に組織化することとライヒ・ラント・市町村の各段階で労働局を設置して公的職業紹介を実施することが要求されたが、1915年3月19日に政府はこれを拒否した。その代わりに、政府は1916年6月14日付「職業紹介令 (Verordnung über Arbeitsnachweis vom 14. Juni 1916, RGBl. 519)」を発し、ラント、市町村及び市町村連合に限り公的職業紹介所の設立・拡張を義務付けた。これに基づいてバイエルンは同年9月14日の命令により人口1万人以上の市町村に公的職業紹介所を設置させ、ラント主導による公的職業紹介の拡充に道を拓いたが、他の非営利的職業紹



表 15 ドイツの農業・工業及び商業に於ける外国人労働者数 (1907年6月12日現在)

出身国別内訳														
雇 用 者 (ドイツ人+ 外国人)総数	外国人労働者		ロシア (ヨーロップ バ及びピア ジア)	オーストリア =ハンガリー (リヒテンシュ タイン、ボスニ ア及びヘル ツェゴヴィ ナを含む)	スイス	イタリア	フランス	ルクセンブルク	ベルギー	オランダ	デンマーク	スウェーデン	ノルウェー	イギリス
	総 数	比率(%)												
農業・造園業・畜産業・林業・漁業														
9,883,257	294,893 (33.4%)	2.98	156,847	98,155	9,634	971	3,401	1,541	968	14,272	4,332	1,213	49	269
工業(鉱業及び建築業を含む)														
11,256,254	500,953 (56.7%)	4.48	45,439	243,454	17,144	124,031	7,263	3,643	4,539	34,851	6,255	2,820	739	1,946
商業及び運輸業(飲食業及び旅館業を含む)														
3,477,626	86,469 (9.8%)	2.48	10,040	38,784	4,778	4,554	3,088	1,089	1,263	7,657	2,459	2,204	849	3,369
総計:														
24,617,137	882,315	3.58	212,326	380,393	31,556	129,556	13,752	6,273	6,770	56,780	13,046	6,237	1,637	5,584
構成比														
	100		24.0	43.1	3.6	14.7	1.5	0.7	0.8	6.4	1.5	0.7	0.2	0.6

(出所) U. Herbert (translated by W. Templer), *A History of Foreign Labor in Germany, 1880-1980*, The University of Michigan Press 1990 (originally published as *Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880 bis 1980*, Bonn 1986), p.22.

表 16 産業別ドイツ国内就労外国人不熟練労働者比率 (1907 年)

産 業	不熟練労働者の占める割合				
	出 身 国				
	ド イ ツ	ロ シ ア	オーストリア	イタリヤ	外国人全体
鉱業、鉄鋼業	53	78	51	80	64
土 石 業	70	89	69	86	79
金属加工業	22	16	18	52	21
繊維工業	53	46	56	80	58
建築業	37	90	60	69	67
工業全体	40	71	46	76	57

(出所) Ibid, p.56.

表 17 ドイツ帝国における外国人数の推移 1871—1910 年

出身国	1871	1880	1885	1890	1895	1900	1905	1910
オーストリア=ハンガリー	75,702	117,997	156,762	201,542	222,952	390,964	525,821	667,159
ロ シ ア	14,535	15,097	26,402	17,107	26,559	46,967	106,639	137,697
イ タ リ ヤ	4,019	7,115	9,430	15,570	22,693	69,738	98,165	104,204
ス イ ス	24,518	28,241	34,904	40,027	44,875	55,494	62,932	68,257
フ ラ ン ス	4,671	17,273	24,241	19,659	19,619	20,478	20,584	19,140
ルクセンブルク	4,828	7,674	9,310	11,189	11,755	13,260	14,169	14,356
ベルギー	5,097	4,561	6,638	7,312	8,947	12,122	12,421	13,455
オランダ	22,042	17,598	27,191	37,055	50,743	88,085	100,997	144,175
デンマーク	15,163	25,047	33,134	35,924	28,146	26,565	29,231	26,233
スウェーデン	12,345	8,483	10,943	10,924	8,937	9,622	8,932	9,675
ノルウェー		1,416	1,727	2,012	2,154	2,715	2,921	3,334
イギリス及び アイルランド	10,105	10,465	13,959	14,713	15,290	16,130	17,253	18,319
その他の ヨーロッパ諸国	1,177	1,414	2,139	2,322	3,316	5,011	7,114	10,044
アメリカ	10,698	9,046	12,685	14,074	15,788	17,419	17,184	17,572
その他の外国	1,855	4,630	3,327	3,824	4,416	4,167	4,197	6,253
外国人総数 1871—1910年の 推移	206,755	276,057	372,792	433,254	486,190	778,737	1,028,560	1,259,873
ドイツの総人口 に占める比率 (%)	100	133	180	209	235	376	497	609
	0.5	0.6	0.8	0.9	0.9	1.4	1.7	1.9

(出所) Ibid, p.21.

表 18 ドイツで就労中の外国人出稼ぎ農業労働者の出身国と人種 (1914 年)

出身国(国籍) \ 人種	ポーランド人	ルテニア人	チェコ人	ドイツ人	その他
ロシア	267,936	—	—	1,831	6,107
オーストリア	58,263	66,926	863	2,967	110
ハンガリー	—	—	—	1,008	4,182
合計	326,199	66,926	863	5,806	10,399

(出所) Syrup/Neuloh, a.a.O., S.227.

介所との調整が不十分であるという不備は依然として残った。1917 年 1 月 30 日付の「祖国救援奉仕のための労働紹介への職業紹介所の動員に関する軍需局準則 (Richtlinien des Kriegsamt für die Heranziehung der Arbeitsnachweise zur Arbeitsvermittlung für den vaterländischen Hilfsdienst vom 30. Januar 1917, RGBL. 85)」に至り、ようやく軍民間わず全ての労働紹介の調整を行なう祖国救援奉仕の受付所及び案内所の設置が規定されるに至った (Frerich/Frey, a.a.O., S. 167.)。

- (21) Herbert, a.a.O., S.365, Anm. 2.
- (22) Ebd., Anm. 3.
- (23) F. ジールプ(木田徹郎 譯), 『ナチス勞務配置政策の發展』, 東洋書館 1943 年, 27—28 頁。
- (24) Ebd., S.29.
- (25) Zumpe, a.a.O., S.352.
- (26) Ebd., S.353.
- (27) Erlaß des Reichsarbeitsministers vom 10. Juli 1940, in: *Runderlasse des Reichsarbeitsministers für die Arbeitseinsatz-, Reichstreuhänder- und Gewerbeaufsichtsverwaltung*, hrsg. v. RAM, 2. Jg., Berlin 1940, S.808.
- (28) Zumpe, a.a.O., S.353.
- (29) Zumpe, a.a.O., S.355.
- (30) Ebenda.
- (31) 侵攻は 6 月 22 日午前 3 時 30 分に先ずバルト海からカルパティア山脈に至る戦線で開始され、その後 7 月半ば迄にフィンランド北部から黒海に至る戦線に拡大された (図 1 参照)。この「バルバロッサ作戦

(Fall Barbarossa)」には、当時の陸軍兵力の 3/4 及び空軍兵力の 2/3 が投入された。300 万人以上の兵員、153 個師団（うち 19 個機甲師団、15 個機械化師団、118 個歩兵師団など）、車両 60 万台、戦車 3,600 輛、航空機 2,700 機がこの攻撃に参加したが、対するソ連赤軍は 470 万人の兵力のうち 220 万人がコーカサス（対英防衛用）と極東（対日防衛用）に配備されており、残り 250 万人の兵力では劣勢を免れなかった（A. Hillgruber, *Der Zweite Weltkrieg 1939-1945*, 5. Verb. Aufl., Stuttgart/Berlin/Köln 1989, S.68f.）。

- (31) Bericht des Militärbefehlshabers in Belgien und Nordfrankreich (Militärverwaltungschef) über „Belgiens Leistungen für die deutsche Kriegswirtschaft und Kriegsführung (Stand Januar 1942)“. Zitiert bei: Zumpe, a.a.O., S.355.
- (32) Ebenda.
- (33) Dok. USSR-93, zitiert bei: Zumpe, a.a.O., S.356.
- (34) Zumpe, a.a.O., S.356.

## Die NS-Arbeitseinsatzpolitik für Frauen und Ausländer vor dem Rußlandfeldzug 1941

Kazuhiro NAKAMURA

Schon in den letzten Jahren vor Beginn des Zweiten Weltkrieges hatte in der Rüstungswirtschaft ein Mangel an Arbeitskräften geherrscht. Mit Beginn des Zweiten Weltkrieges verschärfte sich der Arbeitskräftemangel dadurch weiter, daß durch die Einberufung zahlreicher männlicher Arbeitnehmer zum Kriegsdienst Arbeitsplätze frei wurden, die zur Aufrechterhaltung der Produktion sowohl für die Versorgung der Bevölkerung im Deutschen Reich als auch für die Versorgung der Truppen und den Nachschub an Kriegsmaterial wieder besetzt werden mußten. Mit einem Bündel von Maßnahmen versuchte das NS-Regime die im Deutschen Reich vorhandenen Arbeitskräfte reserven zu mobilisieren. Davon war die Mobilisierung von Frauen und Ausländern von großer Bedeutung. Die Einführung einer allgemeinen Arbeitspflicht für Frauen erwies sich aus politischen Gründen als sehr schwierig. Darüber hinaus ging die Zahl der berufstätigen deutschen Frauen tatsächlich erheblich zurück. In dieser Situation entschied sich das NS-Regime, den Arbeitskräftebedarf durch den Einsatz ausländischer Arbeiter, insbesondere aus den im Krieg besetzten Gebieten, zu decken. Auch Kriegsgefangene und die Gefangenen in den Konzentrationslagern wurden zur Zwangsarbeit herangezogen. Nach der Besetzung Polens versuchte das NS-Regime zunächst, dort Arbeitskräfte vornehmlich für die Erntearbeiten im Deutschen Reich anzuwerben, jedoch weit weniger Polen waren dazu bereit, als vom NS-Regime für erforderlich gehalten wurde. Deswegen ging die NS-Arbeitseinsatzpolitik für Ausländer im Jahre 1940 immer mehr dazu über, die benötigten Arbeitskräfte zwangsweise zu beschaffen.

北星学園大学経済学部 北星論集第33号 正誤表

頁・行目	誤	正
58頁下から5行目	RGBI. 519	RGBI., 519
61頁下から21行目	RGBI. 85	RGBI., 85
99頁下から7行目に追加	4. (3)の次に追加	(4)中央資本市場と地域取引所 (1935-1945年)
127頁6行目	西側の穴	西部の穴